主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人伊藤静男、同吉田允連名の上告趣意(昭和五〇年六月二六日付、同年同月三〇日付各上告趣意書記載の趣意による)のうち、憲法三九条、三七条、三六条違反をいう点は、監獄法に規定する懲罰は刑罰と同一でないことは明らかであり、被告人は同一の犯罪について二重に処罰されたものではないから、所論は前提を欠き、判例違反をいう点は、判例の具体的摘示を欠き、その余は、憲法一四条違反をいう点を含め量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五〇年一一月一四日

最高裁判所第二小法廷

譲		林	本	裁判長裁判官
男		原	岡	裁判官
郎	喜 一	塚	大	裁判官
曲		Ħ	吉	裁判官